

こしがや能楽堂友の会 会員規約

(名称)

第1条 この会員制度は、こしがや能楽堂友の会(以下「友の会」)という。

(事務局)

第2条 友の会の事務局は、こしがや能楽堂に置く。

(目的)

第3条 友の会は、こしがや能楽堂(以下「能楽堂」)で開催される能楽をはじめとする芸術文化事業の周知を図るとともに、これらを愛好する会員の参加の機会を提供し、日本伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 会員とは、前項の目的に賛同し、この規約を承諾のうえ会費を納入する者をいう。

- 2 会員には会員証を発行する。
- 3 会員資格は、入会月から1年間とし、入会は毎年新規に申込みをする。
- 4 友の会は、会員の個人情報を他に利用しない。

(年会費)

第5条 会費は、年間1,000円とし、入会時に入会申込書と共に次のいずれかの方法により納入する。

- (1) 現金(友の会事務局)
- (2) 現金書留による郵送

(会報の発行)

第6条 友の会は、会員に年2回会報を送付し、能楽堂で開催される芸術文化事業を知らせる。

(会員の特典)

第7条 会員は、公益財団法人越谷市施設管理公社が主催、又は共催・後援す

る能楽をはじめとする芸術文化事業の一公演につき、本人を含め3名分まで入場料金の10パーセント割引が受けられるものとする。

また、日本庭園花田苑の開花亭茶会の無料券1枚とやすらぎの茶席無料券2枚(有効期限は会員期間と同じ)、及び本人を含めて3名分まで10パーセント割引が受けられる。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失または盗難にあったときは、ただちに友の会事務局に届け出て、会員証の再発行を受ける。

2 会員証が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員または友の会に損害を生じた場合は、会員がその損害の責を負う。

(届け出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、すみやかに友の会事務局に届け出る。

(退会等)

第10条 会員は、退会するときはその旨を友の会事務局に申し出る。

- 2 友の会員証を他人に貸与、譲渡することが出来ません。会員証を虚偽に利用したときには、会員の資格を取り消す。
- 3 退会するときには、会費の返金はしない。

(規約の変更)

第11条 友の会は、この規約を変更する場合は、会員に通知する。

(附則)

この規約は、令和7年4月1日から適用する。